

# 商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例施行規則

令和6年5月10日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（令和6年愛知県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(新設等の届出)

第3条 条例第10条第1項の規定による届出は、新設等届出書（様式第1）によってしなければならない。

2 条例第10条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗の敷地の面積、新設等（条例第10条第1項の規定による届出に係る新設又は変更をいう。以下同じ。）に係る土地の権利の内容及び現在の利用状況、大規模小売店舗の用に供される土地の属する都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の地域地区並びに最寄りの駅との距離
- (2) 大規模小売店舗の建築面積、延べ面積及び建物構造
- (3) 大規模小売店舗において飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積の合計
- (4) 大規模小売店舗において小売業（法第2条第1項に規定する小売業をいう。以下同じ。）を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
- (6) 大規模小売店舗において営む小売業及び飲食店業に属する事業以外の事業の種類及び当該事業を行うための店舗の用に供される床面積の合計
- (7) 新設等に係る工事の着工予定日及び竣<sup>しゅん</sup>工予定日
- (8) 駐車場の箇所数、自動車の出入口の数及び収容台数並びに大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示16号）に定める計算式により算出した必要駐車台数
- (9) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (10) 駐輪場の収容台数
- (11) 荷さばき施設の面積並びに荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯及び商品の搬出入を行うための自動車の台数
- (12) 条例第10条第2項各号に掲げる届出をする日
- (13) 条例第10条第3項第2号の確認又は同項第3号若しくは第4号の許可を受けなければならないときは、それらの申請の日

3 条例第10条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる事項を示す図面とする。

- (1) 大規模小売店舗の位置
- (2) 大規模小売店舗の商圈
- (3) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域
- (4) 大規模小売店舗の入出店の経路

- (5) 大規模小売店舗の周辺の住居の状況
- (6) 法第4条第2項第2号に規定する施設の配置  
(新設等の取りやめの届出)

第4条 条例第10条第6項の規定による届出は、新設等取りやめ届出書(様式第2)によってしなければならない。

(説明会の開催等)

第5条 条例第11条第1項の規定による説明会は、できる限り地域住民の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めなければならない。

- 2 条例第11条第4項の規定による報告は、同条第1項の規定による説明会を開催した日(当該説明会を開催することができなかつた場合には、当該説明会の開催を予定していた日又は同条第3項後段の周知をさせる措置をとった日のいずれか遅い日)の翌日から起算して14

日以内に、<sup>説明会</sup>懇談会結果報告書(様式第3)によってしなければならない。

(地域貢献計画の作成等)

第6条 条例第12条第1項及び第16条第1項の規定による地域貢献計画の作成並びに条例第12条第4項(条例第16条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地域貢献計画の変更は、地域貢献(変更)計画書(様式第4)によってしなければならない。

(意見聴取の状況を記載した書面の提出)

第7条 条例第12条第1項の規定による意見の聴取の状況を記載した書面の提出は、意見聴取状況報告書(様式第5)によってしなければならない。

(懇談会の開催等)

第8条 第5条の規定は、条例第13条第4項の規定による懇談会について準用する。この場合において、第5条第2項中「条例第11条第4項」とあるのは、「条例第13条第4項」と読み替えるものとする。

(地域貢献活動の実施状況の報告)

第9条 条例第14条第1項の規定による報告は、地域貢献計画の計画期間に属する年度の翌年度の5月31日までに、地域貢献活動実施状況報告書(様式第6)によってしなければならない。

(撤退等の届出)

第10条 条例第17条第1項の規定による届出は、撤退等届出書(様式第7)によってしなければならない。

- 2 条例第17条第4項の規定による届出は、非該当届出書(様式第8)によってなければならない。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

新設等届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名

住 所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模小売店舗の概要	店舗の名称			所在地				
	新設等予定年月日	年 月 日						
	立地場所の概要	敷地面積	m <sup>2</sup>	土地の権利状況			土地の現在の利用状況	
		地域地区:	最寄りの駅との距離		駅 m			
	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	建物構造			
	店舗面積 (①)	m <sup>2</sup>		(増加の場合は増加前と増加後の面積を記載してください。)				
	飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積 (②)	m <sup>2</sup>						
	合計 (① + ②)	m <sup>2</sup>						
	開店時刻	時 分		閉店時刻	時 分			
	小売業を行う者の氏名又は名称							
	小売業又は飲食店業以外の事業の種類及び床面積	事業の種類			床面積	合計		
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	工事着工予定年月日	年 月 日		竣工予定年月日	年 月 日			
駐車場	駐車場の箇所数	箇所		自動車出入口の数	箇所			
	収容台数	台		指針計算式による台数	台			
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	時 分 ~ 時 分						
駐輪場	収容台数	台						
荷さばき施設	施設面積	m <sup>2</sup>	可能時間帯	時 分 ~ 時 分				
	商品の搬出入を行うための自動車台数	台/日						
大規模小売店舗立地法届出日(予定)				建築確認申請日(予定)				
開発許可申請日(予定)				農地転用許可申請日(予定)				
地域貢献活動の実施に関する基本的な方針								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第4条関係）

## 新設等取りやめ届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名

住 所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第10条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
新設等届出年月日	年 月 日
取りやめの理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第5条、第8条関係）

説明会  
懇談会 結果報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名

住 所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例 第11条第4項 第13条第4項 の規定により、次のとおり報告します。

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
開催日時	
開催場所	
説明者	
開催の周知方法	
出席者数	名
質疑応答の状況	
その他	

注 説明会（懇談会）における配布資料その他参考となる資料を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 地域貢献（変更）計画書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名

住 所

第 1 2 条 第 1 項  
商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例 第12条第4項（同条例第16条第3項において準用する場合を含む。）  
第 1 6 条 第 1 項

の規定により、次のとおり提出します。

### 1 店舗の概要

大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
店舗面積（①）	m <sup>2</sup>	（増加の場合は増加前と増加後の面積を記載してください。）
飲食店業の用に供する床面積（②）	m <sup>2</sup>	
合計（①＋②）	m <sup>2</sup>	
小売業を行う者の氏名又は名称及び販売する物品の種類		
小売業以外の事業の種類		

### 2 地域貢献活動の実施に関する方針及び計画の期間

地域貢献活動の実施に関する方針	
計画の期間	年 月 日から 年 月 日まで

### 3 地域貢献計画の内容

項 目	細 目	地 域 貢 献 活 動 の 内 容	実 施 時 期	予 定 回 数

注1 「項目」の欄及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる項目及び細目を記載すること。

注2 「地域貢献活動の内容」の欄、「実施時期」の欄及び「予定回数」の欄は、可能な限り具体的に記載すること。

注3 変更の場合(条例第12条第4項(条例第16条第3項において準用する場合を含む。))は、変更箇所の下線を引くこと。

地域貢献 担当窓口	担当部署名	
	電 話	
	F A X	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 意見聴取状況報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名

住 所

事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり提出します。

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見を聴取した団体の名称 (市町村・地域商業関係団体)	
意見聴取状況のあらまし	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第9条関係）

地域貢献活動実施状況報告書（ 年度分）

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名

住 所

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 店舗の概要

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	

2 地域貢献活動の実施に関する方針及び計画の期間

地域貢献活動の実施に関する方針	
計画の期間	年 月 日から 年 月 日まで

3 地域貢献活動の実施状況

項目	細目	地域貢献活動の内容	実施時期	実施回数等

注1 「項目」の欄、「細目」の欄及び「地域貢献活動の内容」の欄は、地域貢献計画書に記載したものと同様に記載すること。

注2 「実施時期」の欄及び「実施回数等」の欄は、具体的に記載すること。補足事項は「実施回数等」の欄に記載すること。

注3 実施予定のあった地域貢献活動で、実施しなかったものについては、「実施時期」の欄に「未実施」と記載すること。

#### 4 重点的に実施した地域貢献活動の内容の詳細

--

注 重点的に実施した地域貢献活動の内容について、その詳細を記載すること。地域貢献活動の状況が分かる写真、参考資料等があれば適宜添付すること。

地域貢献 担当窓口	担当部署名	
	電 話	
	F A X	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 撤退等届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名

住 所

事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
撤退等予定年月日	年 月 日
撤退等の理由	
撤退等に当たって講ずる措置	
休止の予定期間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

非該当届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつては  
その代表者の氏名

住 所

事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第17条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模小売店舗の名称			
大規模小売店舗の所在地			
店舗面積 ( ① )	(減少前) (減少後)	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	
飲食店業の用に 供する床面積 ( ② )	(減少前) (減少後)	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	
合計 ( ① + ② )	(減少前) (減少後)	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	
非該当となった理由 ( 減 少 理 由 )			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。